

滋賀県

長浜市 米原市 2市 連携事業

一定の要件を満たせば、地域未来投資促進法などの手続きにより、**市街化調整区域の開発**および**農地からの転用**が可能になります。

地域未来投資促進法などを活用した

産業用地の民間開発計画

を募集しています!

長浜市・米原市 産業用地開発 候補地



POINT! 充実した広域交通ネットワーク

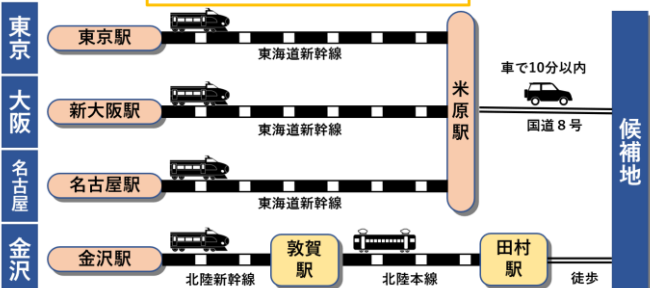
(仮称)神田スマートIC隣接 抜群の交通アクセス!!

京阪神や中京圏、北陸圏の結節点となる好立地!!

- | | | | |
|------|----------------------|------|------------------------|
| ● 鉄道 | JR東海道新幹線〔米原駅〕 : 4 km | ● 道路 | 北陸自動車道 |
| | JR北陸本線〔田村駅〕 : 0.9km | | 〔(仮称)神田スマートIC〕 : 0.6km |
| ● 空港 | 中部国際空港(セントレア) : 72km | | 〔長浜IC〕 : 5 km |
| ● 港湾 | 敦賀港 : 40km | | 名神高速道路 |
| | 名古屋港 : 60km | | 〔米原JCT〕 : 4 km |
| | 四日市港 : 52km | | 国道 8 号 : 直結 |

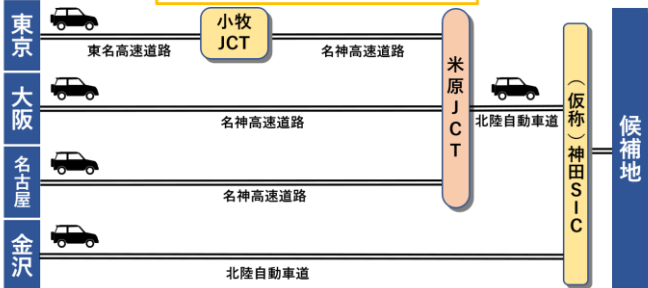
新幹線

東京から約2時間15分、大阪から約45分、名古屋から約35分、金沢から約1時間45分



自動車

東京から約4時間、大阪から約1時間20分、名古屋から約50分、金沢から約2時間



候補地について



POINT!

周辺施設と連携した事業展開

- ✓ 長浜バイオ大学、東北部工業技術センター、長浜サイエンスパークなどがあり、産学連携・産産連携による事業展開が期待できます。
- ✓ 市立長浜病院（地域医療支援病院）があり、医療と連携した事業展開が期待できます。

区域区分別地籍（官地を除く）

| 市街化区域(m ²) | 市街化調整区域(m ²) |
|------------------------|--------------------------|
| 0 | 338,941 |

地目別地籍（官地を除く。）

| 地目 | 長浜市 | | 米原市 | |
|-------|---------------------|----|---------------------|-----|
| | 地籍(m ²) | 筆数 | 地籍(m ²) | 筆数 |
| 宅地 | - | - | 2,173 | 4 |
| 田 | 175,294 | 75 | 100,179 | 103 |
| 畑 | - | - | 27,832 | 102 |
| 山林・原野 | 1,137 | 2 | 30,715 | 104 |
| 雑種地 | - | - | 1,611 | 5 |

【上下水道等の状況】

[上水道の整備状況]

- ・ 接道道路に上水道管（φ150）が埋設

[下水道の整備状況]

- ・ 公共下水道事業の全体計画の区域内
- ・ 接道道路に下水道管（φ350）が埋設

[地下水]

- ・ 不明（取水制限なし）

[工業用水道]

- ・ なし

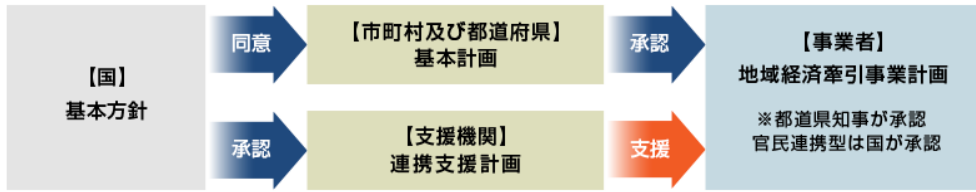
【電力インフラの状況】

- ・ 特別高圧電力の供給が可能
- ・ 接続するための工事期間は、以下のとおり
 - ※供給電圧：20kV、契約電力2,100kWの場合
 - 接続送電サービス+予備送電サービスA：約3年
 - 接続送電サービス+予備送電サービスB：約2年
 - ※予備送電サービスA
 - ：接続送電サービスと同じ変電所からの電力供給
 - 予備送電サービスB
 - ：接続送電サービスと異なる変電所からの電力供給

地域未来投資促進法とは？

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。

市・都道府県が作成した「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認します。承認された計画に従って事業を実施する場合、様々な支援措置を受けることができます。

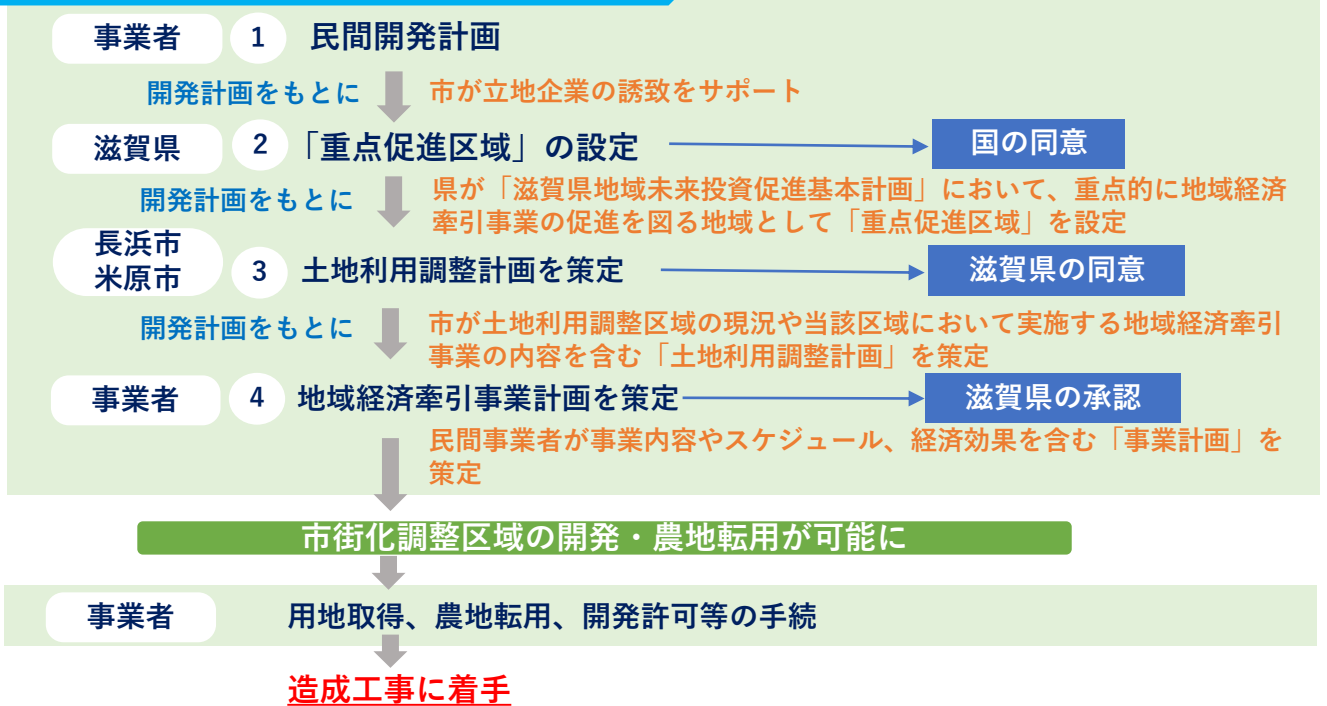


支援措置 ①税制措置 ②金融による支援措置 ③規制の特例措置 ④予算による特例措置等

市街化調整区域内で開発が可能 一定の条件を満たせば、特例措置として市街化調整区域内で開発が可能

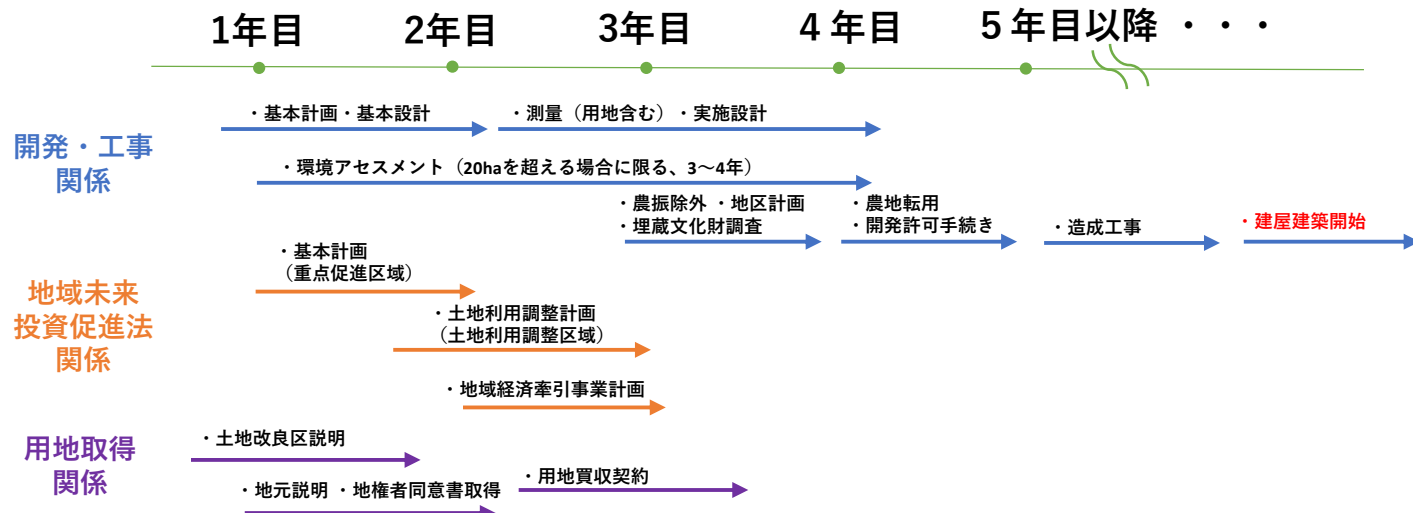
農地転用が可能 地域経済牽引事業に該当する施設の用地を整備する場合、通常、農用地区域や第一種農地は原則転用不可であるが、一定の条件を満たせば、特例措置として農地転用が可能

地域未来投資促進法の手続き



地域未来投資促進法による開発の流れ

※年数はあくまで目安であり、状況により異なります。



主な企業立地優遇制度について



産業立地戦略推進助成金

県の産業発展を牽引する下記の分野の設備投資を支援

最大 **10億円**

- (1) 蓄電池 (2) 電子部品・半導体 (3) 新モビリティ (4) 医薬品・医療機器
(5) バイオ (6) 情報通信業 (7) グリーン物流 (8) 観光 (宿泊施設)

工場設置助成金

投資で増加した固定資産税額を助成 (最大3年間) 最大 **1億円**

雇用促進助成金

市内居住の新規常用雇用者に応じて 最大 **1千万円**

土地造成助成金

土地の造成に係る費用の一部を助成 最大 **5千万円**



新增設促進奨励金

新增設した事業所等の固定資産税の助成 (最大3年間) **限度額なし**

雇用促進助成金 (最大3年間)

市内居住の新規常用雇用者 最大 **4千万円**

設備投資促進奨励金

新增設した建物および償却資産の取得費用 最大 **5千万円**



City Data

| | 人口 (令和8年5月1日) | 世帯数 (令和8年5月1日) | 工業団地数 | 面積 |
|-----|------------------|-------------------|-------|-----------------------|
| 長浜市 | 110,538人 | 48,114世帯 | 9 | 681.2km ² |
| 米原市 | 36,344人 | 15,171世帯 | 5 | 250.39km ² |

【問合せ先】 当該用地の他にも、両市への事業進出等にご興味をお持ちの方は、下記までお気軽にご連絡ください。



〒526-8501
滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市 産業観光部 産業立地推進室
☎ 0749 (65) 8722
✉ industrial-location@city.nagahama.lg.jp



〒521-8501
滋賀県米原市米原1016番地
米原市 経済環境部 産業政策課
☎ 0749 (53) 5146
✉ syoko@city.maibara.lg.jp